

小国町有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小国町有料広告掲載の取扱いに関する規程第3条に掲げる掲載の範囲を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定める基準に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 人権侵害となるもの

人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

ア 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの

イ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの

ウ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

(3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に関するもの

イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

ウ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの

イ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

カ ギャンブル等を肯定するもの

キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの

ア 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ウ 社会的に不適切なもの

(6) その他次のいずれかに該当するもの

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 申込者が属する組織、関係団体等又はこれらに類する団体等において広告に関する基準を定めている場合で、その基準に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの

ウ 広告媒体の公益性を損なうおそれがあるもの

エ 本町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ その他掲載することが適当でないと認められるもの

(業種ごとの基準)

第5条 広告媒体主管課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 薬局、医薬品等

薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）については、薬事法を遵守すること。

※不明な点は、関係機関へ確認する。

(2) 健康食品等

いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品については、健康増進法及び食品衛生法を遵守すること。

※不明な点は、関係機関へ確認する。

(3) 病院・診療所・助産所

病院・診療所・助産所については、厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を遵守すること。

※不明な点は、関係機関へ確認する。

(4) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「あはき法」という。）

第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ あはき法、柔道整復師法で認められている者を除いて、医業類似行為についての広告は掲載できない。医業類似行為に当たるかどうか疑義がある場合には、業務内容の確認を行うとともに、必要に応じて関係機関への照会を行う。

(5) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア 介護老人保健施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

ウ 有料老人ホームにあつては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、所管都道府県の指導に基づいたものであること。また、公正取引委員会「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないこと。

(6) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、宅地建物取引業免許等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産公正取引協議会連合会「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(7) 人材募集広告

ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(8) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 当

(9) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(10) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(11) 旅行業

ア 旅行業登録番号、所在地、補償等の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

(12) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(13) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

(14) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(15) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(16) その他、注意を要する表示

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合があるときには、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

キ アルコール飲料

（ア）未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

（イ）飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

（ホームページに関する基準等）

第6条 町のホームページへの広告に関しては、当該ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。この場合において、第4条及び第5条に定める基準のほか、当該リンクしているホームページが次に定める基準に該当するものであるときは、広告に掲載しない。

（1） 第4条及び第5条に定める基準に該当するか否かが容易に確認できないもの

（2） 当該広告がリンクするホームページの内容が頻繁に変更されることが見込まれるもの

第7条 町のホームページに広告を掲載されたものは、当該広告がリンクしているホームページの内容について第4条及び第5条に定める基準に抵触するおそれがある内容へと変更しようとするときは、変更しようとする内容、変更しようとする日その他必要な事項を書面により町へ連絡しなければならない。この場合において、町は、その内容が第4条及び第5条に定める基準に抵触すると認めるときは、当該変更がなされる日以後の町のホームページへの広告の掲載を中止する。

第8条 第7条後段に定める場合のほか、町は、当該広告がリンクしているホームページの内容が第4条及び第5条に定める基準に抵触する内容に変更されたと認めたときは、直ちに町のホームページへの広告の掲載を中止する。

第9条 第8条の規定により町のホームページへの広告の掲載が中止されても、町は、掲載料は返還しない。